

三重県には美しい自然的景観、歴史・文化的景観、社会・経済的景観、眺望景観があり、様々な色彩で彩られています。

本ガイドラインでは、全県域を対象に7つの景観類型別に色彩指針を示しましたが、美しい景観色彩を保全し、また新たに創出していくには、さらに積極的な取り組みが必要となります。

特に、個性豊かな地域や新たに大規模な開発を行う地区などを中心に、景観法に基づく景観地区、景観協定をはじめ、都市計画法に基づく地区計画など、様々な制度を活用しながら、美しい景観の色彩の保全、創出を図っていくことが望まれます。

色彩に関するきめ細やかな基準を設けることができる制度

制度名	根拠法	主に定めることができる内容
景観地区	景観法	<u>(1)建築物等の形態意匠(色彩を含む)</u> (2)建築物の高さ (3)壁面の位置 (4)建築物の敷地面積
景観協定	景観法	<u>(1)建築物等の形態意匠(色彩を含む)</u> (2)建築物の敷地、位置、規模、構造、用途 (3)工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠 (4)樹林地等の保全、緑化に関すること (5)屋外広告物の表示、設置等に関すること (6)農用地の保全、利用に関すること (7)その他良好な景観の形成に関すること (ソフトも含む)
地区計画	都市計画法	(1)地区施設(道路、公園、広場など)の配置及び規模 (2)建築物やその他敷地に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の用途の制限 ・ 建築物の容積率 ・ 建築物の建ぺい率 ・ 建築物の敷地面積 ・ 建築面積 ・ 壁面の位置 ・ 建築物等の高さ ・ <u>建築物等の形態又は色彩</u> 等